

⑩ 橋梁維持管理事業

1 地域振興計画に基づく個別事業の基本計画及び内容

【事業の必要性】

国の道路法施工規則の改正を受け、西予市では平成 26 年 7 月より 5 年に 1 回の法定点検（近接目視点検）を実施し、修繕の必要な橋梁について計画的に修繕を行っているが、平成 28 年に発生した「熊本地震」において、主要幹線道の橋梁が落橋した場所では迂回路が必要となるなど、橋梁の重要性が改めて認識されたところである。

しかし、西予市が管理する道路橋は現在 671 橋あり、その約 20%が建設後 50 年以上を経過している現状である。また、三瓶地区、明浜地区の 2 地区は海岸に面しており地震による津波被害、さらに宇和地区を含めた 3 地区は伊方原子力発電所の 30km 圏内であることから、有事の際の道路の多重性の確保が懸念され、老朽化した橋梁の点検補修を早急に進めることが喫緊の課題となっている。

そこで、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金を活用し、近い将来の発生が危惧されている南海トラフ地震等に備え点検補修を実施することで、住民の安心・安全を確保し、さらには産業経済活動の充実を図るものである。

【事業の全体計画】

(1) 事業の概要

橋梁維持管理事業

- 計 画 地 市管理道路橋（西予市）
- 内 容 道路橋の点検・補修事業
・ 389 橋（三瓶地区、明浜地区、宇和地区）
- 期 間 平成 30 年度～平成 34 年度
- 事 業 費 420,000 千円

(2) 事業の実施方法

西予市公共施設等総合管理計画（平成 28 年 3 月策定）及び西予市橋梁長寿命化修繕計画（平成 26 年 2 月策定）に基づき、西予市が主体となり取り組んでいく。

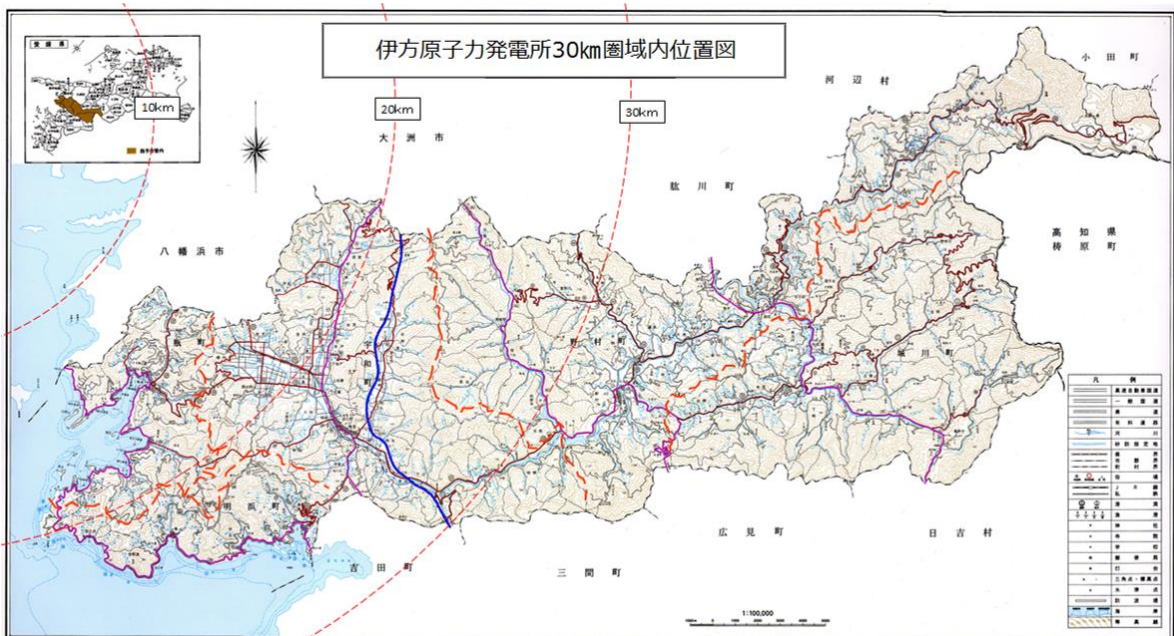
本事業では三瓶地区、明浜地区の 2 地区を中心に伊方原子力発電所から 30km 圏内の橋梁（宇和地区含む）を対象とする。

まず、30km 圏内で近接目視点検が終了していない橋梁の法定点検を行い、その後、健全度を照査し、補修優先順位の高いものから詳細設計、補修を行う。

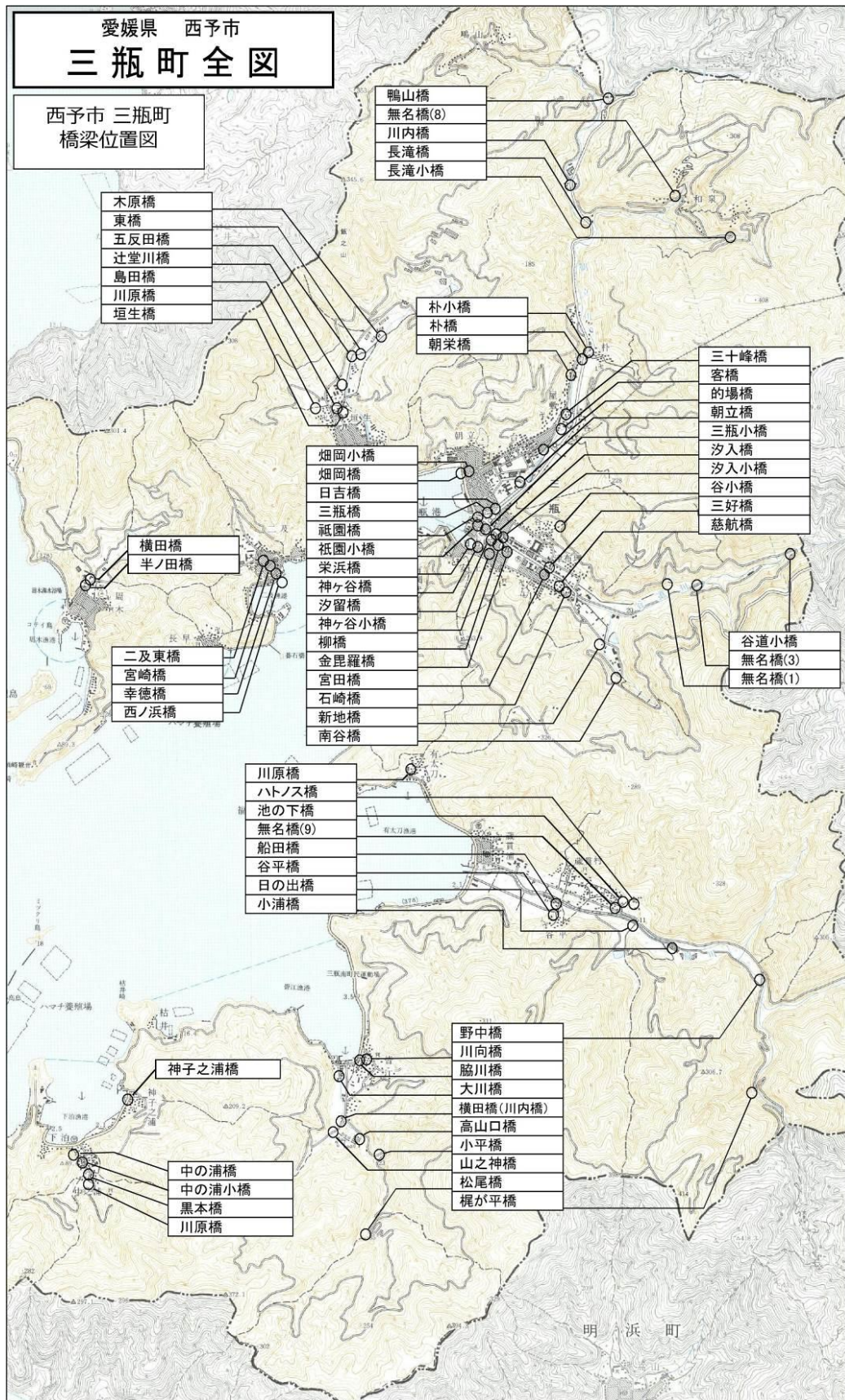
西予市位置図



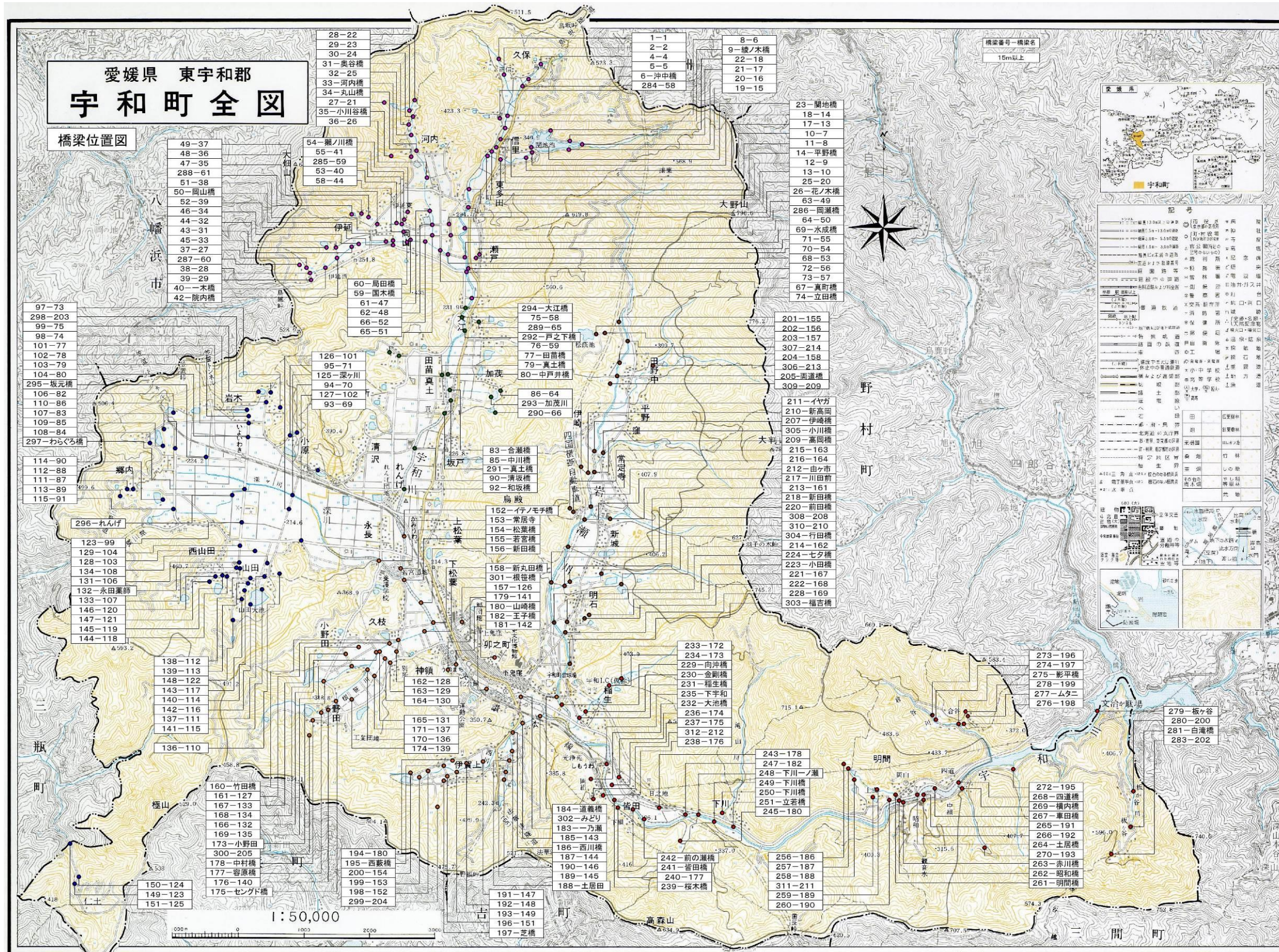
伊方原子力発電所 30 k m圏内図



三瓶地区 橋梁位置図 (73 橋)



宇和地区 橋梁位置図 (275 橋)



2 各事業の実施主体

西予市

3 各事業の全体規模及び年度別実施スケジュール

実施事業	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度
橋梁維持管理事業					
・法定点検	▶				
・詳細設計	▶				
・補修工事		▶			

4 充当しようとする交付金の年度別交付対象経費及び年度別交付金額

[総括表]

(単位：千円)

実施事業			H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	計
橋梁維持管理事業	法定点検	事業費	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	100,000
		交付金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000
	詳細設計	事業費	14,000	46,000	46,000	46,000		152,000
		交付金	7,000	23,000	23,000	23,000		76,000
	補修工事	事業費		30,000	30,000	30,000	78,000	168,000
		交付金		15,000	15,000	15,000	39,000	84,000
計		事業費	34,000	96,000	96,000	96,000	98,000	420,000
		交付金	17,000	48,000	48,000	48,000	49,000	210,000

5 上記以外の国の財源を充当する場合には、当該財源の内容及び金額
該当なし

6 事業の実施により整備された施設等の維持・運営主体、維持・運営方法及び維持・運営にかかる自治体の負担額

(1) 施設等の維持・運営主体及び方法

整備が完了した橋梁の維持管理については、西予市が道路法に基づき5年に1回の法定点検を継続し、適切な施設維持を実施する。

(2) 自治体の負担額

維持管理費用は市の負担となり、恒久的に発生するものであるが、本事業を活用し、修繕の進捗を高めメンテナンスサイクルの確立に努める。

7 地域振興計画に掲げる事業が原子力発電施設等の稼働状況の変化による影響等を勘案して特に必要である理由

伊方原子力発電所の再起動に当たっては、安全性の確保と県民の理解が前提となっているところであるが、西予市は平成16年度に旧明浜町、旧宇和町、旧野村町、旧城川町、旧三瓶町の5つの町が合併したことにより、伊方原子力発電所の隣々接市となり、原子力発電所の30km圏内に存在する地域もあることから、市として圏内の地域住民が「安心・安全」で暮らせる地域社会を実現することは大変重要である。

そのため、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金を活用し、橋梁整備を行い道路の多重性を確保することは、原子力発電に関する地域住民の理解促進や安心感の醸成に繋がるものであり、本事業の実施は特に必要である。

8 地方自治体で作成される長期的な地域振興計画との関係

第2次西予市総合計画（平成28年4月策定）では、未来に向けて解決すべき市の重要課題に「危機管理」と「社会インフラ・環境衛生」を掲げ、近い将来の発生が危惧されている南海トラフ地震への備えや、1960年代の高度経済成長期に建設された施設の長寿命化に取り組むこととしている。

さらに、西予市地域防災計画（平成27年3月策定）において、有事の際の道路の多重性確保等のため、橋梁・法面等について緊急性の高い路線及び箇所から順次補強対策を実施し、住民の安心・安全で暮らせるまちづくりを推進することとしており、当該事業は市の総合計画や地域防災計画との整合が図られている。

9 他の類似事業との比較

地域振興計画に位置付けられた事業の実施に当たっては、西予市橋梁長寿命化修繕計画（平成26年2月策定）に基づき、基準に従って実施する。

10 地域振興計画に対する事業地域の住民の要望及び意見

「西予市都市計画マスタープラン」の見直しのため平成28年10月に実施した市民アンケート調査において、まちづくりのための施策として優先すべきこととして、まちの基盤整備（道路、交通、下水道等）は21項目中5位であり、防災・減災対策の推進は7位となっていることから、地域住民の地域振興計画に掲げる事業への住民の関心は高く、期待も大きいものがある。

11 地域振興計画の事業地域の住民への公開及び周知方法

市議会への事業説明を行うとともに、広く地域住民に周知するためホームページ等を活用しながら、当該事業を積極的にPRし、事業の公開、透明性を図っていくこととする。

12 地方自治体及び事業地域の住民の協力・支援体制

当該事業は、住民生活に直結する安心・安全確保のための事業でもあることから、実施の際は、議会への説明や住民への周知を行うこととで協力・支援体制作りを行うこととしている。

13 地域振興計画の期待される効果

当該橋梁維持管理事業を行うことにより、複数の迂回路が確保でき、南海トラフ地震等に備えた緊急輸送道路の確保、孤立集落の解消が期待できる。また、伊方原子力発電所の周辺地域の道路の多重性の確保にもつながるため、周辺住民の安心・安全の確保にもつながる。

さらに、西予市橋梁長寿命化修繕計画に沿って修繕することにより、維持管理コスト縮減と平準化を図り、架け替えによる経費の増大や社会的損失を防止することができる。